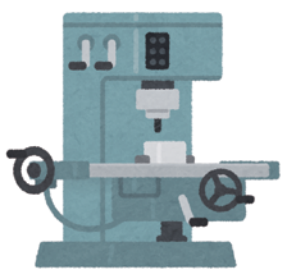


小規模企業者等 設備貸与制度のご案内



業務効率の
改善に！



設備価格
1億円まで

創業時の
設備導入に！



経営革新に！



返済期間
最長10年

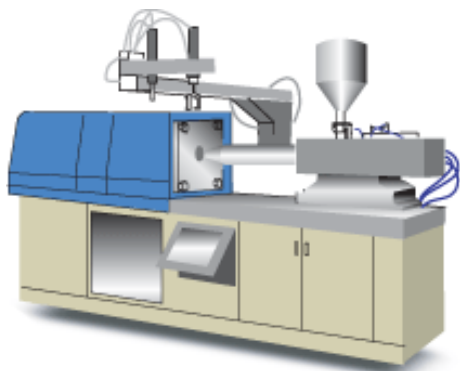


公的制度
なので
安心です！

《貸与対象設備の例》



工作機械



成形機



業務用車両



3Dプリンター

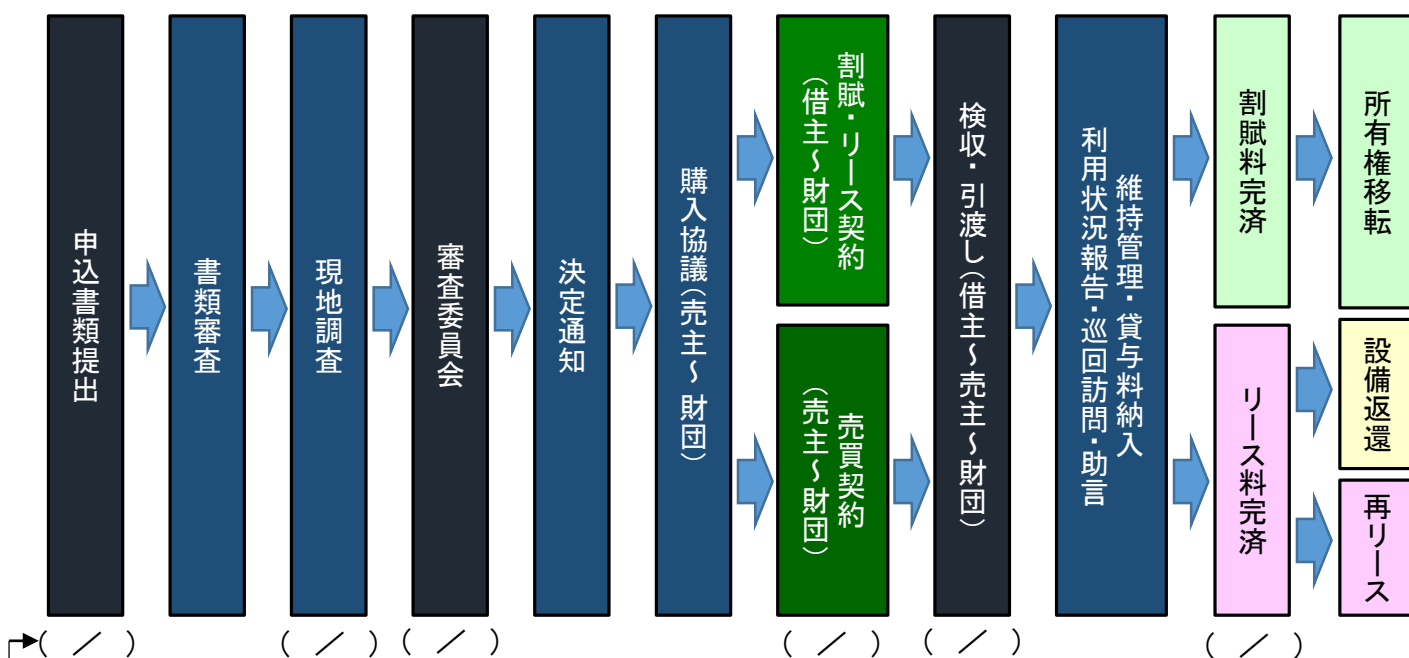


建設機械



CAD・PC
(ソフトウェア)

《申込からのフロー》



※ご相談・申込の際に、日付等を記入してスケジュールの目安にお役立てください

「設備貸与制度」は小規模企業者等の皆様に
ご利用いただきやすい制度です！

割賦損料率 **0.7** ~ 1.5%

【小規模企業者の方】

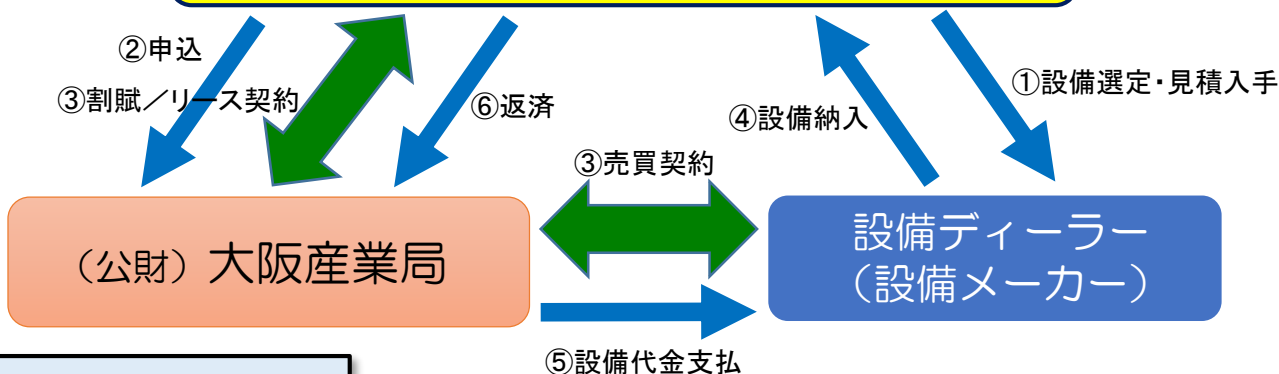
【これから創業しようとする方】
【創業5年以内の方】

経営の革新に取り組む
ため、必要な設備を導入
しようとする時

創業に必要な設備
を導入しようとする
時

ご希望の設備を、当財団がメーカー、ディーラーから購入し、
長期かつ低利
の割賦販売（分割払い）またはリースでご提供します。

創業者・小規模企業者等



制度のメリット

- 信用保証協会の保証枠や金融機関の借入枠とは無関係であるため、運転資金やその他の資金調達に余裕ができます。
- 同一年度内で、設備価格の合計金額が1億円の範囲で何回でもご利用いただけます。
※割賦で申込の場合は、1億円を超える金額（最大2,000万円）を契約時に前納していただければ、最大1億2千万円までご利用いただけます。
- 設備価格の10%の資金（保証金：リースの場合は不要）で、設備投資計画が立てられます。



対象企業	・創業者(個人創業1ヶ月前・会社設立2ヶ月前～創業5年以内) ※分社化した会社、個人から法人成りは創業者とはみなしません。 ・小規模企業者(創業5年超) 【注1】												
従業員規模	・製造業、建設業、運送業等 … 20人以下 ・商業、サービス業 … 5人以下 ※所定の要件を満たせば従業員規模50人以下まで利用可。 【注2】												
対象設備	・創業(事業)に必要な設備 (創業者) ・経営の革新に必要な設備 (小規模企業者) ※設備の導入により以下のような改善が見込まれること。 【P5参照】 <table><tr><td></td><td>3年後</td><td>4年後</td><td>5年後</td></tr><tr><td>付加価値額</td><td>9%以上</td><td>12%以上</td><td>15%以上</td></tr><tr><td>経常利益</td><td>3%以上</td><td>4%以上</td><td>5%以上</td></tr></table> (条件) ① <u>大阪府内の事務所、工場、店舗等に設置するもの。</u> ② <u>法定耐用年数が3年以上で、資産計上できるもの。</u> (原則として10万円以上のもの。) ③ <u>当該年度内(3月末日まで)に、据付および試運転が完了し 検収・引渡しができること。</u> ※ただし、当財団との契約締結前に設置されていた場合は決定を取り消します。 ④ 以下の設備等のご利用いただけません。 ・既に設置済みである設備 ・中古設備 ・土地および建物、店舗および事業所等の内装・外装工事 (照明設備、空調設備等の建築付帯設備を含む) ・設備を設置するための構築物、基礎工事、配線・配管工事等 ・車両のうち、一般乗用車および中古車両 ・医療用設備 ・什器、備品 ・物品賃貸業における賃貸用物品およびその他事業としての その管理下でない状態で使用されるもの ※詳しくはお問合せください。		3年後	4年後	5年後	付加価値額	9%以上	12%以上	15%以上	経常利益	3%以上	4%以上	5%以上
	3年後	4年後	5年後										
付加価値額	9%以上	12%以上	15%以上										
経常利益	3%以上	4%以上	5%以上										

【注1】対象企業

- ・法人事業税又は個人事業税を滞納していないこと
- ・公害防止に必要な措置を講じ、関係法令に定める届出等の手続きを遵守していること。
- ・許認可が必要な場合または規制を受ける場合は必要な措置を講じ、関係法令を遵守していること。
- ・日々の取引を正確に記録した帳簿を整理し、営業状態が把握できる企業であること。

※対象外となる業種がありますので、詳しくはお問合せください。

【注2】従業員規模

- ・パート、アルバイトで2ヶ月以上連続して雇用されており、1週間あたりの所定労働時間が正規従業員と概ね同等(週40時間目安)である者は従業員数に加えてください。
- ・下記①～③の全てに該当する場合は50人以下まで申込できます。
 - ①金融機関 (日本政策金融公庫国民生活事業、住宅金融支援機構、信金、信組を除く)からの借入残高が申込時4億2千万円以下
 - ②最近3期の平均経常利益が3,500万円以下
 - ③中小企業基本法で定められた中小企業者以外の企業(大企業)からの出資が3分の1未満

設備価格 (消費税込)	・100万円以上 1億円以下 ※割賦の場合、最大1億2千万円まで申込可能 ただし、1億円を超える金額(最大2千万円)は契約時に前納																											
利用限度額	・単年度あたり1億円 ・累計残高 2億円 ※既に貸与を受けている設備がある場合、その設備の残高と合わせて2億円を超える申し込みはできません。																											
支払期間 損料率(利率) 月額リース料率 【注3】 【注4】	【割賦】 支払期間 … 3年～10年(設備の法定耐用年数以内で任意設定) 損料率 … 0.7～1.5%/年 (5段階) ※元本は1年据え置き。 ※契約時に設備価格の10%の保証金が必要です。 【リース】 リース期間 …3年～10年(設備の法定耐用年数により下表より選択) <table><tr><th>耐用年数</th><th>リース期間</th><th>月額リース料率</th></tr><tr><td>3年～5年</td><td>3年(36ヶ月)</td><td>2.894～2.935%</td></tr><tr><td>4年～7年</td><td>4年(48ヶ月)</td><td>2.199～2.240%</td></tr><tr><td>5年～8年</td><td>5年(60ヶ月)</td><td>1.776～1.816%</td></tr><tr><td>6年～11年</td><td>6年(72ヶ月)</td><td>1.498～1.537%</td></tr><tr><td>7年～13年</td><td>7年(84ヶ月)</td><td>1.297～1.335%</td></tr><tr><td>8年～14年</td><td>8年(96ヶ月)</td><td>1.145～1.183%</td></tr><tr><td>9年～15年</td><td>9年(108ヶ月)</td><td>1.028～1.065%</td></tr><tr><td>10年～18年</td><td>10年(120ヶ月)</td><td>0.933～0.970%</td></tr></table> ・法定耐用年数が異なる設備を2種類以上申込の場合は、加重平均計算により法定耐用年数を定めます。 ・割賦損料率、月額リース料率は、決算内容等を基にして当財団の審査をふまえ、5段階のいずれかの料率を適用します。	耐用年数	リース期間	月額リース料率	3年～5年	3年(36ヶ月)	2.894～2.935%	4年～7年	4年(48ヶ月)	2.199～2.240%	5年～8年	5年(60ヶ月)	1.776～1.816%	6年～11年	6年(72ヶ月)	1.498～1.537%	7年～13年	7年(84ヶ月)	1.297～1.335%	8年～14年	8年(96ヶ月)	1.145～1.183%	9年～15年	9年(108ヶ月)	1.028～1.065%	10年～18年	10年(120ヶ月)	0.933～0.970%
耐用年数	リース期間	月額リース料率																										
3年～5年	3年(36ヶ月)	2.894～2.935%																										
4年～7年	4年(48ヶ月)	2.199～2.240%																										
5年～8年	5年(60ヶ月)	1.776～1.816%																										
6年～11年	6年(72ヶ月)	1.498～1.537%																										
7年～13年	7年(84ヶ月)	1.297～1.335%																										
8年～14年	8年(96ヶ月)	1.145～1.183%																										
9年～15年	9年(108ヶ月)	1.028～1.065%																										
10年～18年	10年(120ヶ月)	0.933～0.970%																										
支払方法	【割 賦】 月賦または半年賦の元金均等償還 … 口座振替 【リース】 毎月(後払い) … 口座振替																											
連帯保証人	一定の要件を満たす連帯保証人が必要です。 【P6参照】																											
その他	経営革新計画終了年度の決算書の提出が必要です。(計画最終年度終了後)																											

【注3】 支払期間

- ・大阪府内の各商工会、商工会議所を経由して申込された場合、支払期間を最大10年以内で、設備の法定耐用年数の期間を2年を超えない範囲で延長することができます。
- ・事業所のある地域の商工会、商工会議所に本制度の申込書等必要書類を持参し、ご相談ください。
- ・各商工会、商工会議所で「紹介状」を作成していただき、申込者が作成する「同意書」と併せて、お申込ください。
- ・「紹介状」作成にあたっては、決算書の提出等をお願いする場合がありますので、各商工会、商工会議所の指示に従ってください。
- ・「紹介状」の提出により設備貸与制度の利用、償還期間の延長が約束されるものではありません。審査によりご期待に沿えない場合がありますのでご承知ください。

【注4】 損料率(利率)

- ・以下の認証等を受けた企業については、金利軽減措置が受けられます。
- ① 中小企業等経営強化法による承認を受けた経営革新計画に基づく設備を導入する企業
- ② 大阪のものづくり看板企業(匠)の認証を受けた企業
- ③ 大阪府IoT推進ラボのIoT診断結果に基づき、IoT設備を導入する企業

■ 割賦とリースの違い

	割 賦	リース
設備の所有権	・返済完了まで財団に所有権を留保し 支払完了後は所有権が移転します。	・返済完了後も財団に所有権があります。
会計処理	・設備価格(P7お支払例の表中「設備 相当額」)は、取得価額として資産に 計上できます。 ただし、取得価格が30万円未満の設 備については、「中小企業者等の少 額減価償却資産の取得価額の損金 算入の特例」により、全額を費用に計 上できます。 (詳細は税務署でお問合せください。) ・割賦損料は支払利息として費用に計 上できます。	・平成20年4月1日からリース契約につ いての会計上の処理が変更されてお ります。 中小企業の会計処理においてはリース 料は従来どおり費用に計上すること が可能です。 (詳細については税務署または顧問 税理士等にご確認ください。)
減価償却	・償却の対象となり、設備内容により 特別償却ができます。 (詳細は税務署でお問合せください。)	・会計処理で費用に計上した場合、償 却はできませんが、設備の耐用年数 より短くリース期間を設定しています ので、短期間で償却できるのと同じ 効果があります。
事務処理	・所轄市区町村へ償却資産の申告を していただきます。	・償却資産の申告、固定資産税の納付、 減価償却費の計算、火災保険(共済) の加入及び納付は財団が行いますの で事務の省力化が図れます。

【企業者の経費負担】

	割 賦	リース
固定資産税	申告および納税が必要	
火災保険料(共済)	契約時に一括納入	
自動車総合保険 (任意保険)	契約および加入が必要 ①	
公正証書作成手数料	契約時に一括納入 (36,250円～101,250円) ②	
設備の設置費用	運送・運搬費、据付工事費、その他設置にかかる費用 ③	
設備保守・修理費用	日常・定期保守費用、修理費用 ④	
口座振替手数料	割賦料・リース料の口座引落とし費用	

① 補償内容:対人無制限、対物無制限、一般車両保険(車両購入価格を最低補償)

保険契約後・契約更新毎に保険証書の写しを提出していただきます。

② 設備価格が500万円以下または不動産担保提供の場合は、公正証書作成の必要はありません。

③ 車両の場合、本体・オプション等以外の諸費用は制度対象外として企業者の負担となります。

④ 上記火災保険(火災共済 リースの場合は財団負担)は、火災等の原因以外での設備修理費用に充てることはできませんので、企業者の方で機械保険等の契約加入をお勧めします。

■ 車両の取扱について

1. 中古車およびリースは対象外とし、新車・割賦のみとします。
2. 乗用自動車（タクシー事業者等がその営業に使用する車両を除く）以外の車両とします。
3. 大阪府内で車庫証明が取れることが必要です。
4. リース・レンタル等で、第三者に利用させることを目的とした車両は対象となりません。
5. 当財団との割賦販売契約締結後、速やかに自動車総合保険（任意保険）に加入いただくことが必要です。

【対象車両の具体的範囲】

プレート分類	種別	車種	用途等	可否
2 ナンバー	乗合自動車	乗合バス(観光バス含む)	有償旅客輸送	○
		送迎用バス	自家用	
3、5、7 ナンバー	乗用自動車	タクシー(法人、個人)		○
		事業用ワゴン車等	商品等販売・輸送	×
1, 4, 6 ナンバー	貨物自動車	事業用トラック、ワゴン車等	商品等販売・輸送	○
		ダンプカー		
		キャリアー車	自動車等運搬車両	
8 ナンバー	特殊用途自動車	介護専用車、寝台車、ゴミ収集車、その他の特殊車両		○

■ リース期間の満了について

1. リース設備を継続して使用される場合は、リース期間満了の2ヶ月前までに申し出があれば、契約更新（再リース）することができます。再リースは何回でも可能です。
2. 再リース料の年額は、1か月分のリース料で契約更新時に一括支払していただきます。
3. リース設備は譲渡できませんので、更新（再リース）の申し出が無い場合は引き上げて処分いたします。この場合の引き上げ費用は企業者の方でご負担いただきます。

■ 経営の革新と付加価値額の考え方

- ・「経営の革新」とは、新商品の開発または生産、新役務の開発または提供、商品の新たな生産または販売の方式の導入、役務の新たな提供方法の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいいます。

具体的には、付加価値額と経常利益の両方の向上について判断します。

【付加価値額】＝①営業利益＋②人件費＋③減価償却費＋④リース・レンタル費用

①営業利益＝（売上高）－（売上原価）－（販売費および一般管理費）

②人件費は、以下の各項目の全てを含んだ総額とする

- 1) 製造原価並びに販売費および一般管理費に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含む）
- 2) 販売費および一般管理費に含まれる ア) 役員報酬、イ) 従業員給与、ウ) 賞与および賞与引当金繰入、エ) 福利厚生費、オ) 退職金および退職給与引当金繰入
- 3) 派遣労働者および短時間労働者等の賃金を、外注費として処理している場合は当該外注費

③減価償却費は、以下の各項目の全てを含んだ総額とする（特別償却は除くこと）

- 1) 製造原価並びに販売費および一般管理費に含まれる減価償却費（繰延資産の償却額を含む）

④リース・レンタル費用（損金算入されるもの）

【経常利益】＝営業利益－営業外費用

※会計基準の「経常利益」とは定義が異なります。

■ 連帯保証人の資格要件等

人 数	・法人企業 1名以上(年齢要件あり) ・個人企業 原則不要 ※審査の結果、法人企業においては連帯保証人の追加を、個人企業においては連帯保証人を求めることがあります。 ※法人企業で代表権者が複数の場合は、代表権者全員が連帯保証人になっていただきます。
住 所	・原則として大阪府内およびこれに隣接する府県に住民票があること。
年 齢	・申込時に満65歳以下であること。 ※代表者が66歳以上の場合は、法人企業、個人企業を問わず、後継者等を連帯保証人として追加していただきます。
注意事項	・連帯保証人間の相保証については、原則として認めません。 ・連帯保証人は、割賦・リースを受けた企業とともに債務を弁済する責任があります。 ・未成年者は、連帯保証人として認めません。ただし、法定代理人の同意がある方は除きます。
担保提供の場合	・代表者以外の連帯保証人の代わりに不動産担保を提供することもできます。 ※原則として大阪府内およびこれに隣接する府県に所在する不動産(土地および建物)であること。 ※担保価値が申込設備価格以上であること。 【担保価値の算出方法】 $\text{担保価値} = (\text{土地の固定資産評価額} \times 1.5 + \text{建物の固定資産評価額}) - (\text{先順位抵当権設定額})$ 先順位抵当権設定額: 普通抵当の場合は債務残高、根抵当の場合は極度額 ・抵当権の設定および抹消手続きに要する費用は、全て申込企業者でご負担いただきます。 ・担保提供者が第三者である場合は、連帯保証人として追加していただきます。 【不動産担保提供に係る必要書類】 ① 不動産登記簿謄本 1部 ② 固定資産評価証明書 1部 申込日前3ヶ月以内のものを提出してください。

■ 支払延滞時の取扱について

- ・契約に定める割賦料・リース料の支払に延滞が生じた場合は、その内容について連帯保証人に通知するとともに、延滞に伴う違約金として年10.75%の割合で計算した金額を徴収いたします。さらに、連帯保証人の追加をお願いする場合があります。

■ 固定資産税軽減措置について

- ・生産性向上特別措置法に基づき、市町村から先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者等が、生産性を高めるための設備を導入した場合、当該設備の固定資産税軽減措置を受けることができます。詳しくはお問合せください。

(参考: <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>)

■ お支払例

(1) 割賦 (例: 7年 月賦)

設備価格	10, 000, 000円
保証金	1, 000, 000円
支払回数	76回
損料率	1. 50%

(単位:円)

回	支払時期	支払額合計	内訳		
			設備相当額	割賦損料	保証金
	契約時	1, 000, 000	0	0	1, 000, 000
1	2ヶ月目	25, 000	0	25, 000	0
2	3ヶ月目	12, 500	0	12, 500	0
	}	}	}	}	}
11	12ヶ月目	220, 500	208, 000	12, 500	0
12	13ヶ月目	148, 240	136, 000	12, 240	0
13	14ヶ月目	148, 070	136, 000	12, 070	0
	}	}	}	}	}
75	76ヶ月目	137, 530	136, 000	1, 530	0
76	77ヶ月目	94, 120	136, 000	1, 360	△43, 240
77	78ヶ月目	0	136, 000	1, 190	△137, 190
78	79ヶ月目	0	136, 000	1, 020	△137, 020
	}	}	}	}	}
83	84ヶ月目	0	136, 000	170	△136, 170
合計		10, 596, 760	10, 000, 000	596, 760	0

※支払回数が「1回目、2ヶ月目」とは、設備の検収・引渡し日から1ヶ月経過した後の、口座振替指定日をいいます。

※契約時にお預かりした保証金は、最終の割賦料から順次充当します。なお、保証金には利息はつきません。

※半年賦のお支払についてはお問合せください。

(2) リース

設備価格	10, 000, 000円		
法定耐用年数	12年	10年	5年
リース期間	10年(120ヶ月)	7年(84ヶ月)	5年(60ヶ月)
月額リース料率	0. 970%	1. 335%	1. 816%
月額リース料	97, 000円	133, 500円	181, 600円
リース料総額	11, 640, 000円	11, 214, 000円	10, 896, 000円

※月額リース料＝(設備価格)×(月額リース料率) 100円未満端数切捨て

※リース料総額＝(月額リース料)×(リース期間(ヶ月))

■ 申込書・必要書類等

(お申込の際、書類に不備がないか下表書類名の前にある□(チェック欄)に印を入れてご確認ください)

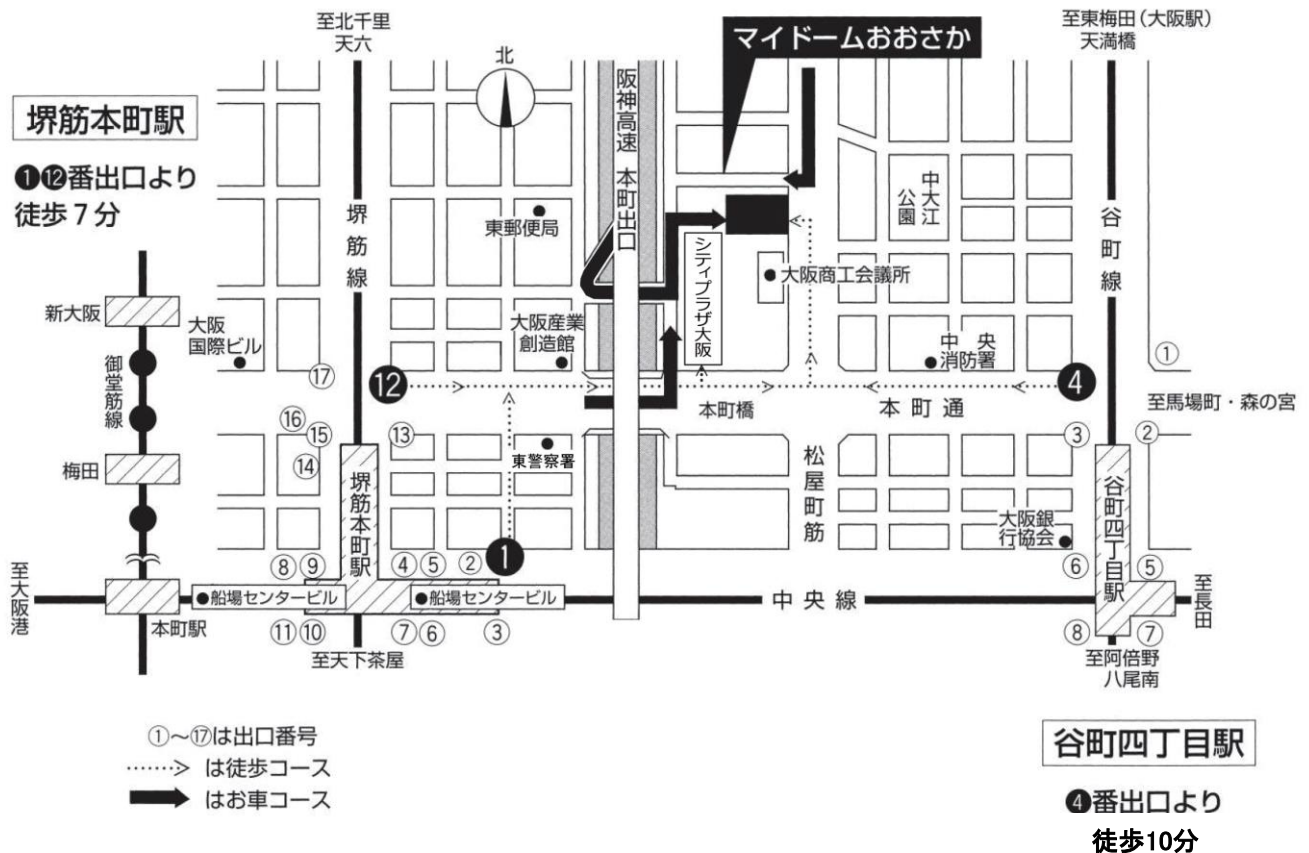
書 類 等		提出部数	備 考
□ 設備貸与申込書・申込書添付資料		各1部	「記入例」参照 創業1年未満の方は、別途「創業計画書」も提出
□ 見積書		1部	2社以上 ただし1社しか取れない場合は所定の「選定理由書」を提出
□ カタログ(または図面、仕様書)		1部	
□ 府税に未納がない納税証明書(全税目)		1部	府税事務所で「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金がないこと」で交付請求
□ 許可・認可・登録・免許・届出等の証明書		写し1部	許認可等を必要とする業種の場合
□ 現在加入している火災保険(共済)契約書		写し1部	申込設備を設置する建物に係る火災保険
□ 連帯保証人の前年度の所得証明書 (法人企業の場合の代表者を含む)		1部	前年度の確定申告書(税務署等の受付印のあるもの)、又は前年度市町村民税・府県民税の特別徴収税額の通知書(要所得明記)の写しでも可
法人企業の場合	□ 履歴事項全部証明書 (商業登記簿謄本)	1部	発行後3ヶ月以内のもの (法人設立前の場合は代表者の住民票)
	□ 最近2期分の確定申告書一式	写し1部	確定申告書の別表1～16、法人事業概況説明書(表裏)、府民税・事業税・市町村民税・消費税の各確定申告書一式(税務署、府税事務所、市町村の受付印のあるもの)
	□ 最近2期分の決算書	写し1部	貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、株主資本等変動計算書及び各勘定科目の内訳明細書(割引・裏書手形を含む)
	□ 最近の合計残高試算表	写し1部	前期決算より6ヶ月以上経過している場合
個人企業の場合	□ 代表者の住民票	1部	発行後3ヶ月以内のもの
	□ 開業届 (創業5年以内の場合)	写し1部	税務署、府税事務所又は市町村に提出したもの
	□ 最近2期分の確定申告書一式	写し1部	確定申告書、青色申告決算書及び貸借対照表(税務署等受付印のあるもの)
	□ 最近の合計残高試算表	写し1部	前期決算より6ヶ月以上経過している場合
	□ 前期末および直近月末の預金、借入金、割引手形の金融機関別明細残高証明書	各1部	金融機関に証明書の発行を依頼してください。直近月末分は上欄の最近の合計残高試算表に対応するものを提出してください。手形については内訳明細(割引・裏書)も提出してください。
その他	□ 申込者および連帯保証人の本人確認ができる書類	1部	運転免許証のコピーなど
	※白色申告の場合でも、青色申告並みの書類が必要です。 ※必要に応じて、その他関連書類を提出していただく場合があります。		

※審査委員会は、原則月2回の開催を予定しております。(1回の月もあります。)

通常、各審査委員会の1ヶ月前までにお申込いただきますと、翌月の審査委員会に上程します。ただし審査委員会の開催日は月により異なりますので、申込時にスケジュールをご確認ください。

申込から契約日まで約40日かかりますので、余裕をもってお申込いただけますようお願いいたします。

【アクセスマップ】



■地下鉄でお越しの場合

- ・堺筋線及び中央線「堺筋本町」下車
1番または12番出口から徒歩7分
- ・谷町線「谷町四丁目」下車
4番出口から徒歩10分

■車でお越しの場合

- ・阪神高速環状線「本町」出口から1分
「本町」出口を左折、東横堀川沿い道路50m先右折
- ・御堂筋、中央区「本町」交差点から5分
御堂筋を南下、「本町」交差点を左折、本町橋を越えて
東横堀川沿い道路100m先右折
- ・松屋町筋を南下、内本町交差点100m手前右側

■駐車場

- ・マイドーム地下2～3階 220台
- ・利用時間 AM7:00～PM10:00
- ・駐車料金 30分毎に200円

お問合せ・申込は下記までお願いします

公益財団法人 大阪産業局 設備支援部

大阪市中心区本町橋2番5号 マイドームおおさか 7階

TEL: 06-6947-4345 FAX: 06-6947-4348

E-mail: shikin@mydome.jp

URL: <https://www.mydome.jp>